

京都芸術大学大学院芸術研究科 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条から第18条及び第37条から第38条までの規定に基づき、履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び修了について、必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第2条 学生は、大学院学則第12条第1項により、所定の期間内に自身の責任において履修登録を行い、授業科目が取り消された場合を除き、履修登録したすべての授業科目が成績評価の対象となることを前提として、誠実に履修する義務を負う。

2 学生が、正当な理由なく、定められた期間内に履修登録を行わない場合は、授業の受講及び単位の認定は行わず、その場合の納入された学費は返還しない。ただし、病気、事故等やむを得ない理由により、所定の期間中に履修登録できない場合は、その旨を教務窓口にも速やかに届け出るものとする。

3 履修登録期間は、前期と後期の学期初めとする。ただし、特殊な授業科目の履修登録方法は、第7条から第13条に定める。

4 次の各号に定める履修は、認められない。

- (1) 同一名称の授業科目を同時に2つ以上履修すること
- (2) 既修得科目を履修すること
- (3) 在籍する学年より上位学年に担当されている授業科目を履修すること

5 履修登録の手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ガイダンスに参加し、当該年度に履修すべき授業科目や事前手続きが必要な授業科目について理解する。
- (2) シラバスを読み、その内容を理解し、履修科目を決める。
- (3) 履修登録システムにより、所定の期日までに履修しようとする授業科目を登録する。
- (4) 抽選等により、履修登録した授業科目が取り消された場合は、必要に応じて所定の期間に追加登録を行うことができる。
- (5) 登録結果に間違いがないか、必ず確認し、履修登録システムにおいてエラーが表示された場合は、履修修正期間に修正を行う。

(研究指導)

第3条 学生は、研究・制作及び学位論文の作成について、指導教員の指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得た場合は、他の教員の指導を受けることができる。

2 学生は、毎年度始めの所定の期日までに、指導教員の承認を経て、所属する領域の領域長に指定の研究計画書を提出しなければならない。

(履修者の制限)

第4条 授業の目的や内容及び教室の設備等により、履修者に制限を設けることがある。この場合の履修手続きは、次の各号のとおりとする。

(1) 受講する授業を指定する科目

あらかじめ受講する授業が指定される場合は、履修登録期間に受講者を決定し、大学院教務窓口（学生センター・オフィス）が履修登録期間に受講者を決定し、履修登録を行う。受講者の決定にあたっては、試験の受験や志望理由書等の提出を求めることがある。学生は、通学課程の学修システム「A-

portal」上で受講する授業を確認する。

(2) 定員を定める科目

所定の定員を超える場合には、履修登録締切後に抽選等を行い、受講者を決定し、大学院教務窓口（学生・オフィス）より通知する。ただし、定員を定めない科目においても、受講者数により受講を制限することがある。抽選に外れた科目がある場合は、所定の期間内に追加登録を行うことができる。

(3) 履修条件を定める科目

履修条件を定める場合には、その旨をシラバスに明記する。履修登録締切後、条件を満たしていない場合は、履修登録を取り消す。この場合、取り消された科目の代わりに追加登録を行うことはできない。

（履修の取消し）

第5条 学生の履修登録後、次の各号に定める場合は、履修登録を取り消すものとする。

- (1) 指定された授業以外の科目を履修登録している場合
- (2) 定員超過により抽選等を行い、抽選漏れとなった場合
- (3) シラバスに示された受講条件を満たしていない場合
- (4) 実習費等の納入が必要な授業科目で、指定の期日までに費用が納入されない場合

（履修の修正）

第6条 前期・後期の授業開始後に1週間程度の履修修正期間を設けることとし、履修修正を希望する学生は、所定の期間に自ら修正を行うものとする。

2 履修修正は、次の各号のとおりとする。

- (1) 履修エラーが表示されている科目の修正
- (2) 学修計画の見直しによる科目の追加と削除（必修科目を除く。）

3 夏期集中授業については、前期の履修修正期間に修正を行うものとする。

4 修了および修了見込み判定で生じた不足単位の追加登録については、履修修正期間とは別に指定する期間に行うものとする。

（通信教育課程の開講科目）

第7条 修士課程で開講する共通講義のうち、「制作行為原論1～6」については、通信教育課程の学修システム「airU」を利用して、オンデマンドによる学習を行うこととし、履修登録及び単位認定の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 制作行為原論の開講期は、4月～6月（以下「春期」とする。）、7月～9月（以下「夏期」とする。）、10月～12月（以下「秋期」とする。）、1月～3月（以下「冬期」とする。）とする。
- (2) 制作行為原論の履修登録は、開講期に関わらず、前期の履修登録期間に行う。
- (3) 単位修得の方法は、レポート試験とする。ただし、レポート試験提出後に、講評動画を視聴しないものは成績評価の対象外とする。
- (4) 単位認定時期は、春期開講科目、夏期開講科目、秋期開講科目は後期末、冬期開講科目は翌年度の前期末とする。
- (5) 履修可能年次は、1年次以上とし、冬期開講科目を修了年次に履修することはできない。
- (6) 単位認定学期を休学した場合は、復学後最初の学期に単位認定を行う。

（日本文化・日本語理解科目）

第8条 日本文化・日本語理解科目に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

る。

- (1) 日本文化・日本語理解科目は、芸術専攻（修士課程）及び芸術環境専攻（修士課程）の留学生コースに所属する学生は必修科目とする。
- (2) 履修登録については、第4条第1号に定めるとおりとする。
- (3) 単位認定は、第18条に定めるとおりとする。
- (4) 日本語能力試験（国際交流基金・日本国際教育支援協会）N1を取得済み又はそれに準じる技能資格を有する学生は、所定の期間内に指定の方法で申請を行うことで「学術日本語基礎1」の単位を認定する。その場合の成績評価は、第22条の成績評価に基づき、「P」又は「NP」の2段階で行い、単位認定時期は、原則として、後期末とする。
- (5) 前号に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

（プロジェクト科目）

第9条 芸術専攻（修士課程）及び芸術環境専攻（修士課程）で開講するプロジェクト科目（プロジェクト実践演習1～15／プロジェクト実践研究1～15）に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) プロジェクト科目は、芸術専攻（修士課程）に所属する学生の必修科目とする。芸術環境専攻（修士課程）に所属する学生は、同科目の修得単位を修了に必要な単位数に算入することができる。
- (2) 履修可能年次は、「プロジェクト実践演習1～15」は1年次とし、「プロジェクト実践研究1～15」は2年次とする。
- (3) 「プロジェクト実践演習／研究13」及び「プロジェクト実践演習／研究14」は、芸術環境専攻（修士課程）に所属する学生のみを対象として開講される。
- (4) 学生は、プロジェクト科目のガイダンスに参加し、所定の期間内に指定の方法で履修希望科目を申請する。
- (5) 履修登録については、第4条第1号に定めるとおりとする。
- (6) 単位認定は、第18条に定めるとおりとする。
- (7) 「プロジェクト実践演習／研究15」は履修登録を行わず、所属する専攻が指定するプロジェクトに参加した学生がその成果をもって単位修得を希望する場合に、その認定を行う科目とする。その場合の成績評価は、第22条に基づき、「P」又は「NP」の2段階で行い、単位認定時期は、原則として後期末とする。
- (8) 前項各号に定めるもののほか、認定科目の履修及び単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

（特別演習）

第10条 芸術専攻（修士課程）で開講する特別演習（特別演習1～2）に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 「特別演習1～2」については、国内又は海外での研究・制作活動を対象とする。
- (2) 学生は、説明会に参加した上で、原則として活動開始の1ヶ月前までに申し出を行う。
- (3) 活動に係る費用は、原則として、自己負担とする。
- (4) 活動終了後、授業内で実施する報告会に参加する。
- (5) 「特別演習」は履修登録を行わず、学生が希望する場合のみ、第22条の成績評価に基づき、「P」又は「NP」の2段階で行う。なお単位認定時期は、原則として後期末とする。
- (6) 前項各号に定めるもののほか、認定科目の履修及び単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

（建築士資格認定科目）

第11条 建築士資格認定科目は、芸術環境専攻（修士課程）建築・環境デザイン領域に所属する学生を対象とし、履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築実務演習」「建築総合演習」「建築総合研究」の履修を希望する学生は、芸術環境専攻（修士課程）建築・環境デザイン領域が実施するガイダンスに参加した上で、必要事項を大学院教務窓口（スチューデント・オフィス）へ届け出る。
- (2) 「建築実務演習」「建築総合演習」「建築総合研究」は履修登録を行わず、研修実績が認められた場合のみ、第22条の成績評価に基づき、「P」又は「NP」の2段階で行う。
- (3) 修得した単位は、修了要件には含まない。
- (4) 前項各号に定めるもののほか、認定科目の履修及び単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

（専修免許状の取得）

第12条 専修免許状を取得しようとする学生は、芸術専攻（修士課程）に所属することを前提とし、かつ当該専修免許状と同じ教科の一種免許状を既に取得していること又は大学院修了までに当該一種免許状を取得若しくは取得条件を全て満たすことを要件とする。

- 2 専修免許状を取得しようとする学生は、1年次始めに申請を行うものとし、所定の期日までに、必要な書類を芸術教育資格支援センター窓口へ提出するものとする。
- 3 取得できる専修免許状は、次の各号のとおりとする。

- (1) 中学校教諭専修免許状（美術）および高等学校教諭専修免許状（美術）
- (2) 中学校教諭専修免許状（社会）および高等学校教諭専修免許状（地理歴史）

4 専修免許状取得のための受講料は不要とし、専修免許状の申請費用は、自己負担とする。

5 第1項から第4項に定めるもののほか、専修免許状の取得に関し必要な事項は、別に定める。

（博物館学芸員資格の取得）

第13条 博物館学芸員資格の取得を希望する学生は、1年次始めに申請を行うものとし、所定の期日までに、必要な書類を芸術教育資格支援センター窓口へ提出するものとする。

- 2 博物館学芸員資格の取得を希望する学生には、本学の科目等履修制度を適用する。
- 3 科目等履修制度の受講には別途受講料を必要とする。期日までに受講料の納入がない場合は、科目等履修制度の履修を放棄したものとみなし、科目等履修制度に関する履修登録を取り消す。
- 4 博物館学芸員資格の取得を希望する学生は、前期始めに行う博物館学芸員資格ガイダンスに出席することを要件とする。
- 5 第1項から第4項に定めるもののほか、博物館学芸員資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学院等における授業科目）

第14条 本大学院在学中に他の大学院等で授業科目を履修する場合は、大学院学則第17条に基づき、必修科目を除き、本大学院における授業科目を履修したものとして、研究科委員会の議を経て、15単位を限度として、修了に必要な単位に充当することができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第15条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に大学院において修得した単位（以下「既修得単位」という。）を、各授業科目の内容・水準に照らし、本大学院の開講科目として認定を行う。成績評価は「N」とし、既修得単位は修了に必要な単位に含まれる。

- 2 既修得単位の認定を希望する学生は、1年次始めの所定の期間に「既修得単位認定願」を大学院教務窓口（スチューデント・オフィス）へ提出しなければならない。
- 3 既修得単位として認定できる単位は、15単位とし、第14条により修得したものとみなす単位と合

わせて20単位を上限とする。

- 4 第1項から第4項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の出席)

第16条 学生の授業出欠等については、原則として、出席管理システムで行う。

- 2 授業開始の10分経過から30分までを遅刻とし、それ以降は欠席とする。
- 3 授業終了30分までの退出は、早退とする。

(公欠)

第17条 次の各号の事由による授業欠席は、「公欠」として取り扱うものとする。

- (1) 学校保健安全法施行規則に規定された学校感染症による登校停止
 - (2) 忌服(2親等までの親族)
 - (3) 裁判員制度による任務
 - (4) 補講期間中の補講同士の重複
 - (5) 筆記試験と補講の重複
- 2 前項第1号の事由により、公欠が認められる授業科目は、対面授業のみとする。
 - 3 第1項第5号の事由により、公欠が認められる授業科目は、補講のみとし、筆記試験の公欠は認めない。
 - 4 学生は、公欠となる欠席が生じた際は、所定の期間に必要な書類を添付のうえ、「公欠届」を教務窓口へ提出するものとする。
 - 5 公欠を受理した場合は、総授業回数の分母から公欠となった授業回数を減じる。ただし、公欠届の対象となる授業時間数の1/3を超える場合には、「公欠届」を提出することはできない。
 - 6 第1項から第5項に定めるもののほか、筆記試験の欠席に関しては、別に定める。

(単位修得の認定)

第18条 単位修得の認定は、筆記試験、レポート試験、パフォーマンス試験(作品、論文、発表等)のいずれかによるものとし、シラバスにおいて明記する。

- 2 当該授業科目の履修登録をしていない者は、単位認定を受ける資格がないものとする。

(不正行為)

第19条 試験等における不正行為については、京都芸術大学学生懲戒規程及び期末試験における不正行為に関する規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第20条 学位の授与については、京都芸術大学大学院学位規程の定めるところによる。

(学位審査)

第21条 学位審査については、博士課程 学位審査規程及び修士課程 学位審査規程の定めるところによる。

(成績評価)

第22条 本大学院開講科目の成績評価は、すべての授業に出席することを前提とし、出席が全授業時間数の2/3に満たない場合は、原則として、成績評価の対象外とする。

- 2 大学院開講科目の成績評価は、シラバス等あらかじめ明示した授業科目ごとの到達目標を基準とする。

評定	評点	評価基準	判定
S	90～100	特に優れている	合格
A	80～89	優れている	合格
B	70～79	標準である	合格
C	60～69	合格と認められる最低限の成績である	合格
D	0～59	不合格	不合格
F	—	評価対象外	不合格
P	—	合格基準に達している (pass)	合格
NP	—	合格基準に達していない (not pass)	不合格

3 成績証明書には、合格となった授業科目のみを記載し、評定を用いる。ただし、認定科目は「N」と表示する。

4 学位審査の成績についても、前項2の基準を用いる。

(成績確認)

第23条 学生は、次の各号に掲げる場合については、成績確認を申請することができる。

- (1) 履修登録したが、成績評価の記載がない科目
- (2) 履修登録していなかったが、成績評価が記載されている科目
- (3) シラバスに記載された評価基準を満たしていなかったが、合格評価（「S」「A」「B」「C」「P」）となった科目
- (4) シラバスに記載された評価基準を満たしたにも関わらず、不合格評価（「D」「F」「NP」）となった科目
- (5) シラバスに記載された評価基準と、実際の成績評価が異なる科目

2 成績確認は、成績開示日を含め4日以内（土日祝を除く）に「成績確認願」を教務窓口に提出するものとする。ただし、修了要件を満たさなかった者については、別途通知する。

(修了に必要な単位)

第24条 大学院学則第37条に基づき、各専攻の修了に必要な単位は、下表に定めるとおりとする。

芸術専攻（博士課程）		基盤科目の必修科目を4単位、研究科目から12単位を取得した上で、16単位以上修得すること。
芸術専攻（修士課程）	国内学生コース	基盤科目、専門講義から8単位以上（基盤科目から3科目4単位、専門講義の選択科目から1科目2単位以上修得することを含む）、プロジェクト科目の選択科目から4科目12単位、演習・研究科目から演習科目で2科目6単位、研究科目で2科目6単位を修得した上で、32単位以上修得すること。 なお、国内学生コースは、日本文化・日本語理解科目の履修は不要とする。ただし、「学術日本語2」は履修を可能とする。
	留学生コース	基盤科目、日本文化・日本語理解科目、専門講義から24単位以上（基盤科目から4単位、日本文化・

		日本語理解科目から6科目16単位、専門講義の選択科目から2単位以上修得することを含む)、プロジェクト科目から4科目12単位以上、演習・研究科目から演習科目で2科目6単位、研究科目で2科目6単位を修得した上で、48単位以上修得すること。ただし、入学前に日本語能力検定1級を取得している者は、「学術日本語基礎1」を既修得単位として認定する。
芸術環境専攻（修士課程）	国内学生コース	基盤科目、共通講義、領域専門講義から16単位以上（基盤科目から3科目4単位、共通講義の芸術環境原論1～6から1科目2単位以上、領域専門講義の選択科目から指定された1科目4単位以上）、演習・研究科目から16単位を修得した上で、32単位以上修得すること。 ただし、国内学生コースは、日本文化・日本語理解科目の履修は不要とし、「学術日本語2」は履修を可能とする。
	留学生コース	基盤科目、日本文化・日本語理解科目、共通講義、領域専門講義から32単位以上（基盤科目から3科目4単位、日本文化・日本語理解科目から6科目16単位、共通講義の芸術環境原論1～6から1科目2単位以上、領域専門講義の選択科目から指定された1科目4単位以上）、演習・研究科目から16単位を修得した上で、48単位以上修得すること。ただし、入学前に日本語能力検定1級を取得している者は、「学術日本語基礎1」を既修得単位として認定する。

（規程の改廃）

第25条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

（その他）

第26条 この規程に定めるもののほか、大学院芸術研究科の履修について必要な事項は、学長が定める。

附 則（2025年11月26日 研究科委員会承認）

この規程は、2026年4月1日から施行する。